

水着・水泳帽等の使用について

6月より、水泳指導を始める予定です。そこで、水着・水泳帽の準備を下記のとおりお願いいたします。

記

- 1 紺色又は黒色の水着を持っている方は、新しく購入する必要はありません。
- 2 新しく購入する場合は、市内の洋品店等にありますので、各自で準備してください。
- 3 下着や水泳用バックなど見えるところに必ず名前を書いてください。
- 4 ゴーグルは使用可ですが、名前を書き、自分でつけられるようにしておいてください。

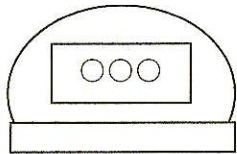
② 水着 男子用 女子用 (セパレートも可)

② 水泳帽 (男女兼用)

※学年帽子と同じ色になります。市内の取り扱い店で購入できます。

③ 水着の名前のつけ方

○ 帽子の名前は前に見えるように書きます。



○ バスタオル (スカート型)

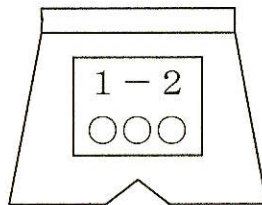


腰が入るくらいの大きさに(ゴム)をいれる
縫いつける

←前あき

○ 水着の名前は後ろにつけます。

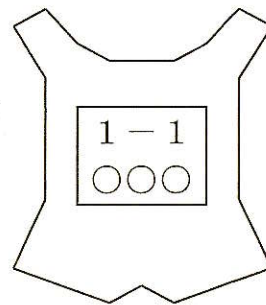
男



※低学年はひもでしばるタイプのものはゴムに変えてください。

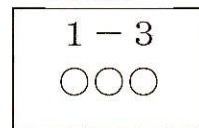
○ 水着の名前は背中につけます。

女



※低学年で水着が肩から落ちそうな時はゴム等でとめて長さを調節してください。

15cm



12cm

水泳学習について

青葉に風薫る頃となりましたが、保護者の皆様には益々御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育に対しまして、御支援・御協力いただきありがとうございます。

さて本年度の水泳学習が6月11日(木)から始まる予定です。下記事項をお読みいただき、お子様の健康状態を確認の上、右記の承諾書の提出をお願いいたします。

記

1 水泳について

次の事項に該当する児童は、医師の許可が出るまでは水泳学習ができません。

- (1) 健康診断の結果、鼻炎・外中耳炎で、治療が完治していない児童
 - (2) 感染性の眼科・皮膚科、外科疾患のある児童
 - (3) 感染症及びその疑いのある児童
 - (4) その他心臓疾患等持病があり、水泳学習に差し支えのある児童
- ※治療を要する児童は、早く治し、治療証明書を担任まで御提出ください。
※御心配、御不明の点がありましたら担任まで御連絡ください。

2 水泳をする日の手続きについて

- (1) 当日の朝の体温を計り、健康観察をする。(水泳学習健康観察カードにて)
- (2) 入水の可否を「プール入水の可否」を水泳学習健康観察カードに記入する。
- (3) 保護者印の欄に捺印する。(サインは不可となります)
※保護者印の欄に捺印のない場合や記入漏れがある場合は、水泳学習を受けられませんので御注意ください。
- (4) 水泳学習時には以下のように気を付けてください。

○身につけてはいけない物
・ヘアピン ・ばんそうこうや湿布など
○髪の毛が全部プールキャップにはいるよう御配慮ください。

3 水泳の参加確認について

本年度の水泳学習参加について、右記の承諾書に必要な事項を記入の上、

5月28日(木)までに担任へ御提出ください。

水 泳 学 習 承 諾 書

保護者氏名

印

児童氏名 年 組

令和8年度の水泳学習に参加いたします。

水泳学習期間を通して参加できない場合の理由、または配慮を要する事項がありましたら、下の欄に御記入ください。(ボールやラッシュガード使用での記入は不要としました。各家庭の管理のもと、御使用ください。) また、日焼け止めの使用を希望したい場合は、担任まで御相談ください。
